

令和9年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	4	府 省 庁 名 農林水産省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（軽油引取税）		
要望 項目名	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（林業・木材産業関係）		
要望内容 （概要）	林業用機械及び素材生産業者及び木材の積卸し等のために使用する機械の動力源に供する軽油に係る軽油引取税の課税免除の特例措置の3年延長 ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 伐採等のために使用する機械の動力源に供する軽油を使用する林業者、素材生産業者及び木材の積卸し等のために使用する機械の動力源に供する軽油を使用する木材加工業者、木材市場業者、パーク堆肥製造業者 ・ 特例措置の内容 林業・木材加工業等を営む者が、林業及び木材の積卸し等のために使用する機械の動力源の用途に供する軽油の引取りに対しては、所定の手続を経た上で免税（軽油引取税：15.0円／L）。		
関係条文	地方税法 附則12の2の7		
減収 見込額	[初年度] ー (▲2, 344) [平年度] ー (▲2, 385) [改正増減収額] ー (単位：百万円)		
要望理由	（1）政策目的 令和8年6月に策定された森林・林業基本計画（以下「基本計画」という。）では、森林・林業・木材産業の好循環による「森の国・木の街」の実現に向けて、木材の利用拡大と幅広い需要の創出を図るとともに、それに対応した、林業・木材産業の体質強化と林業従事者の所得の向上を図ることで、森林資源の循環利用と付加価値の創出を推進し、林業・木材産業の成長を持続可能なものにしていくとしている。 林業・木材産業を営む上では、機械の動力源の用に供される軽油は必要不可欠な生産資材であり、本特例措置により、生産コストの負担を軽減し、経営基盤と経営力を強化することで、林業従事者の所得の向上と労働環境を改善し、長期にわたる持続的な経営を担い得る多様な林業経営体を育成・確保するとともに、地域の市場ニーズに応じた木材製品や品質性能の確かな製品等の安定的かつ効率的な供給体制を構築する。 （2）施策の必要性 我が国の国土の約3分の2を占める森林の多面的機能の持続的な発揮と、気候変動等の影響による山地災害や大規模な林野火災、獣害による人身事故が増加しており、このような国民生活の安全・安心を脅かす新たな危険に対応し、その予防・管理に向けた対応の強化を図るため、将来にわたり、森林の適正な整備及び保全を図る必要がある。また、令和3年に発生したいわゆるウッドショックにより輸入材の調達リスクが顕在化したことも背景に、国産材の持続的な供給の確保を通じて我が国の社会経済の長期的な成長に寄与するため、川上・川中・川下の関係者に利益を適切に還元される構造の確立が重要となっている。 特に近年は、ロシア・ウクライナ情勢や中東情勢等の影響により、燃油や電気をはじめとするエネルギーや資材の価格高騰が継続していることに加え、新設住宅着工戸数の減少が継続するなど住宅分野における木材需要は減少しており、林業者や木材加工業者等は、燃料費や資材費、再造林経費を含む必要な生産コストを価格に転嫁しにくい状況となっている。海外情勢が不透明な中、先行きは不透明であり、令和9年度以降も、林業・木材産業の経営を取り巻く厳しい状況は続くことが見込まれる。 こうした厳しい情勢の中、本特例措置による負担軽減が無ければ、林業・木材産業の経営が悪化し、木材の持続的な供給の確保を通じた森林の適正な整備及び保全が図られず、森林の多面的機能の発揮や国民生活の安全・安心を図るための林業・木材産業の発展等の実現が困難となるため、本特例措置の継続を要望する。		

本要望に 対応する 縮減案	なし
---------------------	----

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 Ⅱ. 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展 《政策分野》 ②林業の持続的かつ健全な発展 ③林産物の供給及び利用の確保																								
	政策の達成目標	生産コストの低減による林業・木材産業の経営の安定化等を通じて、令和 17 年の国産材の供給量 4,200 万㎡の実現を図り、林業・木材産業の持続的かつ健全な発展と森林の多面的機能の発揮に貢献する。																								
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和9年4月1日から令和12年3月31日まで。																								
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。																								
	政策目標の達成状況	令和6年の国産材の供給量は3,481 万㎡であり、新たな森林・林業基本計画における目標達成に向け、本特例措置を含めさらなる取組が必要。																								
有効性	要望の措置の適用見込み	<table><tr><td>区 分</td><td>林業者等</td><td>木材加工業</td><td>木材市場業</td><td>パーク堆肥製造業</td></tr><tr><td>対象者数（千人）</td><td>2.2</td><td>1.3</td><td>0.3</td><td>0.1</td></tr><tr><td>適用数量（千kl）</td><td>103</td><td>38</td><td>8</td><td>6</td></tr><tr><td>減収見込額(百万円)</td><td>1,545</td><td>575</td><td>127</td><td>97</td></tr></table>					区 分	林業者等	木材加工業	木材市場業	パーク堆肥製造業	対象者数（千人）	2.2	1.3	0.3	0.1	適用数量（千kl）	103	38	8	6	減収見込額(百万円)	1,545	575	127	97
	区 分	林業者等	木材加工業	木材市場業	パーク堆肥製造業																					
	対象者数（千人）	2.2	1.3	0.3	0.1																					
	適用数量（千kl）	103	38	8	6																					
	減収見込額(百万円)	1,545	575	127	97																					
要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	林業・木材産業において軽油は必要不可欠な生産資材で、関連事業者の多くが利用しており、本特例措置の活用割合は高く、経営安定化に大きく寄与している。その使用量は軽油の価格変動に左右されないことから、価格変動が直接収益に影響を及ぼし、経営が不安定となる。 また、本特例措置が廃止された場合に、生産コストの増加分を木材価格に転嫁することは容易ではない。よって、本特例措置は林業・木材産業の経営安定化に有効であり、国産材の持続的な供給の確保や、林業・木材産業の持続的かつ健全な発展、森林の整備・保全による森林の多面的機能の発揮及び国民生活の安全・安心の確保に貢献しているところである。																									
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	地球温暖化対策のための課税の特例として軽油に上乗せされる税率に係る還付措置（石油石炭税）																								
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし																								
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし																								

		要望の措置の 妥当性	軽油は、林業・木材産業を営むために必要不可欠な生産資材であり、林業及び木材の積卸し等に使用される機械の動力源に供される軽油の代替燃料はない。このような状況のなか、生産コストを軽減することによって、林業・木材産業の経営の安定化につなげるためにも、本特例措置を講ずることは妥当である。											
これまでの 税負担軽減措置等の 適用実績と効果に 関連する事項	税負担軽減措置等の 適用実績	区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度							
		対象者数 (人)	林業者等	2,100	2,210	2,248	2,246							
			木材加工業	1,435	1,403	1,373	1,303							
			木材市場業	303	305	294	288							
			パーク堆肥 製造業	85	85	82	73							
		計		3,923	4,003	3,997	3,910							
		適用件数 (kℓ)	林業者等	98,739	99,756	103,246	105,746							
			木材加工業	35,423	34,405	33,546	32,726							
			木材市場業	8,301	8,297	8,575	7,525							
			パーク堆肥 製造業	6,099	5,634	5,449	4,841							
		計		148,562	148,092	150,813	150,838							
	減収 見込額 (百万円)	林業者等	3,170	3,202	3,314	3,394								
		木材加工業	1,137	1,104	1,077	1,050								
		木材市場業	266	266	275	242								
		パーク堆肥 製造業	196	181	175	155								
	計		4,769	4,754	4,841	4,842								
		「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	軽油引取税の課税免除の特例措置 <table><tr><td rowspan="2">適用総額の種類</td><td colspan="2">適用総額（千円）</td></tr><tr><td>5年度</td><td>6年度</td></tr><tr><td>税額</td><td>76,683,722</td><td>74,960,658</td></tr></table>					適用総額の種類	適用総額（千円）		5年度	6年度	税額	76,683,722
適用総額の種類	適用総額（千円）													
	5年度	6年度												
税額	76,683,722	74,960,658												
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	林業・木材産業において軽油は必要不可欠な生産資材で、関連事業者の多くが利用しており、本特例措置の活用実績が多く、経営安定化に大きく寄与している。その使用量は軽油の価格変動に左右されないことから、価格変動の影響が直接収益に影響を及ぼし、経営が不安定となる。 また、本特例措置が廃止された場合に、生産コストの増加分を木材価格に転嫁することは容易ではない。よって、本特例措置は林業・木材産業の経営安定化に有効であり、国産材の持続的な供給の確保や、林業・木材産業の持続的かつ健全な発展と、森林整備・保全による森林の多面的機能の発揮及び国民生活の安全・安心の確保に貢献しているところである。												

	前回要望時の達成目標	生産コストの低減による林業・木材産業の経営の安定化等を通じて、令和 12 年度の国産材の供給量 4, 200 万 m ³ の達成を図り、林業・木材産業の持続的かつ健全な発展と森林の多面的機能の発揮に貢献する。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	令和 6 年の国産材の供給・利用量は 3, 481 万 m ³ であり、新たな森林・林業基本計画における目標達成に向け、本特例措置を含めさらなる取組が必要。
これまでの要望経緯		昭和 31 年 創設、課税免除特例措置の対象に「林業」を指定 昭和 43 年 対象に「素材生産業」を追加 昭和 53 年 対象に「木材加工業」、「木材市場業」を追加 平成 6 年 対象に「バーク堆肥製造業」を追加 平成 21 年 軽油引取税を目的税から普通税に改め、使途制限が廃止。軽油引取税の課税免除措置については 3 年間存続。 平成 24 年 特例措置の 3 年延長 平成 27 年 特例措置の 3 年延長 平成 30 年 特例措置の 3 年延長 令和 3 年 特例措置の 3 年延長（木材加工業の適用対象から木材注薬業を除外） 令和 6 年 特例措置の 3 年延長

別紙：要望内容と自己点検の関係

措置名：軽油引取税の課税免除の特例措置（林業・木材産業関係）

本特例措置に係る自己点検の結果、短期アウトカムである営業利益率は、点検年である令和6年度において、林業は3.3%（目標値3.5%）、木材産業は2.2%（目標値2.9%）と、目標値を下回った。これは、各種資材価格や燃料・電力費、人件費の上昇が続いた一方で、厳しい価格競争の中で、原木・製品価格への転嫁が限定的であったことから、営業利益率が低下したことに加え、令和3～4年度は、いわゆるウッドショックの影響で原木・製品価格が高騰し、営業利益率が大幅に上昇したことにより、一時的に目標値が高めに算定されていたためと考えられる。一方、営業利益率の平均水準は、中期的には上昇傾向で推移しているため、今後は目標値を達成する見込みである。

また、中期アウトカムについては、林業は林業経営体の労働生産性（目標値10 m³/人日）、木材産業は製材・合板工場等の生産性（目標値800 m³/人日）をそれぞれ設定している。

林業経営体の労働生産性については、令和6年は7 m³/人日となっており、近年は横ばいで推移しているが、今後営業利益率が上昇し設備投資等が進めば目標値を達成する見込みである。

製材・合板工場の生産性については、令和5年は600 m³/人年となっており、中長期的には上昇傾向で推移しており、今後、木材産業事業者の経営の安定化が図られれば、目標値を達成する見込みである。

長期アウトカムについては、林業、木材産業ともに国産材の供給量（目標値4,200万m³）を設定している。令和6年の国産材供給量は、3,481万m³と増加傾向（平成26年比47%増）で推移しており、これまで本措置による林業・木材産業の経営安定化を通じた生産性の向上による国産材供給量の確保に効果が見られる。

一方で近年は、ロシア・ウクライナ情勢や中東情勢等の影響により、燃油や電気をはじめとするエネルギーや資材の価格高騰が継続していることに加え、新設住宅着工戸数の減少が継続するなど住宅分野における木材需要は減少しており、林業者や木材加工業者等は、燃料費や資材費、再造林経費を含む必要な生産コストを価格に転嫁しにくい状況となっている。こうした林業・木材産業を取り巻く厳しい状況は続くことが見込まれる。

このような中、本特例措置による負担軽減が無ければ、林業・木材産業の経営が悪化し、木材の持続的な供給の確保を通じた森林の適正な整備及び保全が図られず、森林の多面的機能の発揮や国民生活の安全・安心を図るための林業・木材産業の発展等の実現が困難となるため、本特例措置の継続を要望することとした。